

平成 18 年

## 第 3 回柳川市議会臨時会会議録

開会：平成 18 年 7 月 19 日

閉会：平成 18 年 7 月 20 日

柳川市議会

### 第 3 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
7 月 19 日	水	本 会 議	開会・提案理由説明・議案質疑・採決
7 月 20 日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・採決・閉会

### 第3回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

#### 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 68 号	平成18年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	18.07.19	原案可決
議 案 第 69 号	柳川市民温水プール条例の制定について	18.07.20	原案可決
議 案 第 70 号	工事請負契約の締結について	18.07.19	原案可決
議 案 第 71 号	財産の取得について	18.07.19	原案可決

#### 報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 7 号	専決処分の報告について 専決第11号 損害賠償額の決定	18.07.19	報 告

#### そ の 他

	案 件	議 決 日	結 果
	ピアス跡地の活用策に関する事項、ピアス跡地の環境調査に関する事項、ピアス工場用地取得の経過に関する事項の調査について	18.07.19	報 告 書 決 可 決

## 柳川市議会第3回臨時会会議録

平成18年7月19日柳川市議会議場に第3回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	江口文博	2番	太田武文
3番	椛島隼人	4番	藤吉昌徳
5番	樽見哲也	6番	大橋恭三
7番	太田種生	9番	江崎一恵
10番	井上一實	11番	澤野雅夫
12番	古賀澄雄	13番	緒方寿光
14番	藤丸正勝	15番	斉藤磨須雄
16番	藤丸富男	17番	上村信男
19番	江崎 實	20番	梅崎和弘
21番	足達征次	22番	山下千鶴子
24番	白谷榮治	25番	平川秋吉
26番	龍 益男	27番	塩塚博愛
28番	三小田一美	29番	竹井澄子
30番	山田奉文	32番	大橋淳一
33番	吉田勝也	34番	藤木利美子
35番	津村政道	36番	河村好浩
37番	佐々木創主	38番	森田文次
39番	諸藤哲男	40番	荒木 憲
41番	谷川通澄	42番	伊藤法博
43番	島添達也	44番	椛島貞博
45番	高田千壽輝	46番	上妻勝吉
47番	浦 博宣	48番	大橋茂樹
51番	木下芳二郎	53番	田中雅美

## 2. 欠席議員

8番 藤丸 剛正  
23番 島 添 勝  
50番 金子 久男

18番 龍 国 男  
31番 横山 忠行  
52番 隈川 直樹

## 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	石 田 宝 藏
助 役	島 田 眞 司
収 入 役	木 村 仁
教 育 長	上 村 好 生
総 務 部 長	山 田 政 徳
市 民 部 長	大 曲 豊 喜
保 健 福 祉 部 長	本 木 芳 夫
建 設 部 長	蒲 池 康 晴
産 業 経 済 部 長	田 島 稔 大
教 育 部 長	佐 藤 健 二
大 和 庁 舎 長	高 田 邦 隆
三 橋 庁 舎 長	北 原 博
消 防 長	竹 下 敏 郎
人 事 秘 書 課 長	藤 木 均
総 務 課 長	与 田 勲
企 画 課 長	大 坪 正 明
財 政 課 長	櫻 木 重 信

## 4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗 富 三 男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻 木 恵 美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高 巢 雄 三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高 口 佳 人

## 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第68号 平成18年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

議案第69号 柳川市民温水プール条例の制定について

議案第70号 工事請負契約の締結について

議案第71号 財産の取得について

日程(4) 報告について

1 報告第7号 専決処分の報告について(専決第11号 損害賠償額の決定)

日程(5) ピアス跡地の活用策に関する事項、ピアス跡地の環境調査に関する事項、ピアス工場用地取得の経過に関する事項の調査について  
(ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会委員長報告)

午前10時2分 開会

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員46名、定足数であります。よって、ただいまから平成18年第3回柳川市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたしまして、今から全員協議会を開催いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時41分 再開

議長(田中雅美君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(田中雅美君)

日程1 議会運営委員長の報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(椛島隼人君)(登壇)

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

平成18年第3回柳川市議会臨時会の会期日程等について、7月18日、議会運営委員会において協議いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、会期であります。本日7月19日から7月20日までの2日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案第68号から議案第71号までの4議案の一括上程であります。

次に、提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、議案第68号は即決、議案第69号は教育民生委員会に審査を付託、議案第70号及び議案第71号の2議案は即決といたしております。

次に、日程4に報告を申し上げます。

なお、本報告に対する質疑は、本日、本会議終了後の全員協議会においてお願いすることにいたしております。

日程5は、ピアス跡地の活用策に関する事項、ピアス跡地の環境調査に関する事項、ピアス工場用地取得の経過に関する事項の調査についてであります。

まず、委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩することにいたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。

以上、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、9番江崎一恵議員及び44番椛島貞博議員を指名いたします。

#### 日程第3 議案第68号～議案第71号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第68号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、議案第69号 柳川市民温水プール条例の制定について、議案第70号 工事請負契約の締結について及び議案第71号 財産の取得について、以上の4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから議案第68号から議案第71号までの4議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第68号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、バス路線廃止に伴うバス対策経費及び市民温水プールの改修費の予算措置を行うものでございます。

9月末の廃止が予定されておりましたJR瀬高駅から両開中六十丁までの堀川バス路線につきましては、かんぼ以南の路線を廃止するなど運行ダイヤの見直しにより経費が削減され、本市からの補助金も圧縮できる見込みとなりましたので、一部変更しての運行継続となる予定でございます。

そこで、10月以降の運行を継続するための堀川バスへの補助金及び路線が廃止される両開地区への対応として、現在、柳川市で運行しております福祉巡回バスの両開線の見直しに伴う経費を予算措置するものでございます。さらに、大和、三橋の総合保健福祉センターへの送迎バスにつきましても、10月から水の郷への路線延長を行うための経費を予算措置するものでございます。

次に、市民温水プールにつきましては、福岡県から引き継いだ旧県南女性センターを市民温水プールとして市民の皆さんにできるだけ早く利用していただくため、施設の改修費を予算措置するものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額28,166,600千円に155,310千円を追加し、歳入歳出それぞれ28,321,910千円としようとするものでございます。

予算の内容をまず歳出から御説明いたします。

2款・総務費は、堀川バスへの10月以降の補助に伴う地方バス運行維持費補助金2,719千円を追加しております。

3款・民生費は、福祉巡回バスの見直しに伴う準備経費及び福祉巡回バス運行委託料など3,068千円、大和センター費の送迎バス委託料590千円及び三橋センター費の老人福祉センター運営管理委託料433千円を追加いたしております。

10款・教育費は、市民温水プール改修工事費148,500千円を追加しております。

次に、歳入につきまして御説明をいたします。

18款・繰越金14,310千円を追加しております。

20款・市債は、合併特例債を活用した市民温水プール改修事業141,000千円を追加しております。

次に、議案第69号 柳川市民温水プール条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、市民の皆さんの健康増進と体力向上に資することを基本として、あわせて市民の

スポーツの振興を図ることを目的に平成18年3月に福岡県より譲渡を受けました旧県南女性センターを柳川市民温水プールとして活用するために、管理運営に必要な事項を条例として制定しようとするものでございます。

概略を申し上げますと、名称を柳川市民温水プールとし、開館時間は午前10時から午後9時まで、休館日は毎週火曜日と年末年始といたしております。毎週火曜日といたしました理由は、公共施設等の多くが月曜日に休館日と設定されておりますので、火曜日を休館日としたものでございます。

管理運営面では、第10条に、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的に制度化されました指定管理者による管理を行わせることができる旨の規定をいたしております。

次に、利用料金につきましては、他市の温水プール等を参考にいたしまして、別表第1で小・中・高校生につきましては100円、一般の方については200円とし、さらに幼児や高齢者の場合や回数券での料金も設定をいたしております。

また、別表第2では研修室や和室などのもろもろの部屋の利用料金を規定しております。それぞれの部屋の利用につきましては、プールに関連するものしか使用できないことは、先般の議員全員協議会で確認をいたしたとおりでございます。

施行日につきましては、市民温水プール改修工事が終わり、準備ができ次第、直ちに施行する予定でございます。

できるだけ早い時期での開館に向け、よりよい運営を図るためにも指定管理者の導入は必要と考え、指定管理者の公募から選定及び指定と、その手続に早く着手するためにも、今回提案をし、お願いをするものでございます。

次に、議案第70号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本工事は、現在、ミルク給食のみ実施をされております旧柳川市立中学校4校におきまして完全給食を実施するため、柳川市久々原232番1に旧柳川市立中学校学校給食共同調理場を建設しようとするものでございます。

本案は、旧柳川市立中学校給食共同調理場建設工事のうち、建築工事に係るものでございまして、去る7月3日、7社によりまず一般競争入札を行いましたところ、消費税5%を含み160,230千円で柳川市吉原38番地1、株式会社待鳥建設、代表取締役待鳥正則が落札をいたしましたので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要を申し上げますと、鉄骨づくり一部2階建ての延べ面積1,357.84平方メートルの建物を建設するもので、完成は来年3月の予定でございます。

次に、議案第71号 財産の取得について御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第70号で御説明申し上げました旧柳川市立中学校学校給食共同調理場に設置いたします厨房機器を購入しようとするものでございます。

回転釜や揚げ物機など調理に必要な機器、炊飯機器、食器や食缶の洗浄機器、食べ物を保存するための冷蔵庫、冷凍庫、生ごみ処理機などの厨房機器一式を購入するため、去る7月3日、6社による一般競争入札を行いましたところ、消費税を含み154,350千円で大野城市瓦田四丁目15番30号、日本調理機株式会社九州支店、支店長小野一則が落札をいたしましたので、物品売買契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

ここで4議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時6分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第68号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第69号 柳川市民温水プール条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第70号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第71号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 報告について

議長（田中雅美君）

日程4．報告について（報告第7号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償額の決定））について市長の報告を求めます。

市長（石田宝藏君）

報告第7号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、市道における事故に伴います損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成18年6月29日付で専決処分をしたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、平成18年5月27日、柳川市西蒲池740番地地先、市道高橋中牟田線におきまして、ダンプトラックが対向車との離合の際、路肩部の側溝に乗りましたところ、側溝ぶたが重量に耐え切れず、割れて前輪が落ち、タイヤとホイールが破損をしたもので、この事故に係る損害賠償額を109,200円と決定いたしましたところでございます。

以上、報告いたします。

議長（田中雅美君）

以上で報告は終わりましたが、本報告についての質疑は、本日、本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

#### 日程第5 ピアス跡地の活用策に関する事項、ピアス跡地の環境調査に関する事項、ピアス工場用地取得の経過に関する事項の調査について

議長（田中雅美君）

日程5．ピアス跡地の活用策に関する事項、ピアス跡地の環境調査に関する事項、ピアス

工場用地取得の経過に関する事項の調査についてを議題といたします。

本件について、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長の報告を求めます。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）（登壇）

ただいま議長の発言の許可を得ましたので、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会の報告を申し上げます。

平成17年12月21日の本会議において、当委員会に付託された事件について、その調査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

その後の記から調査事項まで省略いたしまして、6の調査結果から読み上げて御報告申し上げます。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会の調査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会は平成17年12月21日、第6回柳川市議会定例会最終日に、当該用地を安心、安全な公共用地として活用する上で、その内包する諸問題を点検し確認する為に、同用地を取得するに当たって適切な環境調査が行われたかどうか、適正な事務処理、的確な議会手続きが為されたかどうか等々の真相を解明する事を目的として

- (1)ピアス跡地の活用策に関する事項
- (2)ピアス跡地の環境調査に関する事項
- (3)ピアス工場用地取得の経過に関する事項

以上の調査項目を設けて、地方自治法第100条の規定に基づいて設置された。以後今日迄慎重且精力的に調査を行った結果、次の様な事実が判明した。

- 1．用地取得に至る動機、目的が不透明であること。
- 2．行政事務としては売買交渉の過程が不明朗であり、売主であるピアス側の一方的な都合に合わせるかの様に進められていること。
- 3．売買契約締結及び支払い等に関する事務処理が極めて杜撰であること。
- 4．財産の取得及び契約締結の必須条件である議会議決を求める提案の内容、その説明のあり方が極めて不的確であること。
- 5．ピアスアライズ社及びエルソルプロダクツ社が行った土地、建物に対する環境調査は不誠実であり、その処理も不十分であること。
- 6．契約期日を3ヶ月も繰り上げて実行された2億9千700万円の支払いの理由が不明朗であること。

以上の事項について、会議録、契約証書等の資料や証人尋問における関係者の証言を検証

し、証拠に基づいて述べる。

#### 1. 用地取得に至る動機、目的が不透明である件について

平成14年、民間の情報や、ピアスアライズ社から直接訪問を受けたりして、同社が当該用地を売却する意向であることを知った当時の大和町町長で、現在、柳川市長である石田宝蔵君は、同年12月6日東京出張の帰路、一人で大阪の同社本社を訪ねて、同社専務（当時は常務）川島良一氏や事業部長藤野和雄氏（当時副部長）等と会い、当該用地に対する同社の考え方を尋ねる。そのわずか一週間後の平成14年12月13日の大和町議会全員協議会において、そのことを報告し当該用地の取得の意向を表明する。

以下、会議録から順を追って、その趣旨の発言を辿ってみる。

##### 平成14年12月13日同町議会全員協議会会議録

「やはり、これはわが町が本当に企業誘致条例に基づいて誘致した企業でもありますので、そう簡単にはやはり民間に渡してもらっては困るというような申し入れをいたしております。」

「合併した時には公共財産として、私どもの町の財産として持って、それを町の起爆剤にする。・・・（中略）・・・やはり町の活性化のための用地として持っておけばどうかなる。」{以上石田町長}

##### 平成16年11月22日同町議会全員協議会会議録

「これは、こちらから必要だということでピアスアライズにお願いした件じゃございません。」

「町の方にまず（お世話に長い間なって来たから、ひとつ将来的に買う計画があるならばどうでしょうか）という話が来た訳です。」

「必要、計画性があって、その時点では進めて来ておりません。」{以上石田町長}

平成14年12月時点の発言と平成16年11月とは、その内容が随分と異なっている。平成14年12月では、「そう簡単にはやはり民間に渡してもらっては困るというような申し入れをいたしております。」と説明し、尚且つ、取得の意向を示すのは、その申し入れから1週間後のことである。然しながら、平成16年11月には、「これは、こちらから必要だということでピアスアライズにお願いした件じゃございません。」、「ひとつ将来的に買う計画があるならばどうでしょうかという話が来た訳です。」とピアスアライズ社の方から申し入れして来たことを主張している。

更に、平成16年11月22日の同町議会全員協議会では、「その時に議員さん方も、ご心配なされたのは、将来的にこういう雇用の場、企業が去るということは、やはり1年でも半年でも、やはり地元の雇用が確保出来るように町長は努力しなさいと」{石田町長}

また、平成18年3月17日、本委員会では証人尋問に答えて

「それよりも何よりも、やはり跡地という前段の前に、工場をいかに此処に留めるのか、

そのことの方が強かったような感じがいたします。」

「ただ、この更地にするということは、12月（平成14年のことか？）に議会の方からは、（とにかく、企業を存続するということが町長は努力せよ。）ということがございました」  
{以上石田市長}等と証言して、いかにも議会が雇用確保のために、ピアスを留まらせるように強く要請したかのように強弁しているが、当時の大和町議会のこの問題に関する会議録の何処にも、議員からのそうした発言は見当たらない。石田町長本人がしきりにその方向へ誘導しようとしている。

むしろ、議員の方からは、買い急ぎの傾向が見える石田町長に対して慎重に進めた方が良いという発言が多い。

#### 平成15年1月30日同町議会全員協議会会議録

「（どげんしたが良かやかの）という全協の相談では返事のしようがない。やっぱり町長が責任持って買い取って、よし活用したいということであれば、こういう風に考えておるといようなものを、やはり問題提起してもらわないと、一寸我々としても返事のしようがないという気がいたします。」{森田房儀議員}

「ただですね、税金あたりがそれと又雇用ですね、そういうことがあるような会社を見つけていただいて、それをしていただくなると私はそげん感じておりますので、そこら辺のところはどうでございましょうか、町長は。」{三小田一美議員}

「計画をぴしっと立てた上で、こういう風に使いたいという目的をもって一つ購入を考えていただきたいということを申し上げておりましたように、やはりそういった計画を立てていただきたい。」{森田房儀議員}

「あるいは、不動産鑑定士等の御意見も聞かれて将来はされるかと思う訳であります。」  
{本木昭典議員}

#### 平成15年3月7日同町議会全員協議会会議録

「ただその後から2年か3年かかるけん、その間に一応利用方法ば考えようか、一応買うときましようかというような話では余りにも、その無責任すぎるところがあるという疑問をずうっと持っておる訳ですよ。」、「いわゆる買収ありきの前提の話がどうも先行しよるごたる気がしまして・・・」{以上、森田房儀議員}

以上の様に、各議員の発言で明らかな様に、2年後に自社の経営合理化の為に撤退するので工場敷地を売却するという企業の存続を求める意見はなく、永続性のある新たな企業の誘致を求める意見は見られる。

その様な議員の意見のある中で、石田町長は、「一つは給食センターの共同調理場、これは早くつくらなくちゃいけないということで、目的は計画の中にこれは織り込まなくちゃいけない。」と当該用地購入を急ぐ理由として提示するが、給食センターについては、検討委員会が設置されていて他の候補地も検討されていた。

然し、町長は、「候補地が、あれは給食センターは工場に該当するというので、その許可がこの周辺では下りないということでもあります。たまたまピアスは用途地域が準工業地帯ということで、その工場が建てられるということでございます。」と説明して当該用地購入を正当化しようとしているが、県の建築管理課の指導は必ずしもそうではない。許可をとれば住宅地域であっても建築可能であることも言及して指導していることは、本委員会における、当時の大和町担当職員のメモによる説明で明らかである。

石田町長は、その様に当該用地購入を正当化しているが、何故、そこまでする必要があったのか不可解である。然も、給食センターの敷地は約3,000㎡しかなく、当該用地の約10分の1である。

以上のように、当時、大和町には、当該用地を購入しなければならない蓋然性がなかったことは明らかである。後日、執行部内でピアス跡地検討委員会を設置（平成15年8月22日第1回開催）し、更に、議員や民間の代表者で構成する町有跡地等活用検討委員会を設置（同年11月28日第1回開催）してその活用策を検討するが、何れも契約締結（平成15年7月25日）後のことであり、色々な提案も為されてはいるが、構想の段階に止まっており、確乎たる事業計画がなかったことは、その報告書（平成16年2月提出）の内容を見ても明らかである。

然しながら、そもそも地方公共団体が公共用地を取得するに当っては、事業目的と一体であるべきであり、可及的速やかに事業実施に取り組むことが望ましいとされる。

然も、当該用地購入については、大和町公共施設等整備基金を取り崩して、財源措置をしている。同基金は公共施設建設の為に準備されたものである。従って、このような財政運用は大和町公共施設等整備基金条例に違反していると指摘せざるを得ない。

以上の事実から判明したように用地購入の目的は不透明であり、また財源措置も不適切である。

2. 行政事務としては売買交渉の過程が不明朗であり、売主であるピアスアライズ社の一方的な都合に合わせるかの様に進められている件

#### (1) 価格設定の件

平成18年2月17日本委員会の証人尋問の際のピアスアライズ社川島良一専務の証言、「勿論、言い値といたしても、正式の鑑定書はなかったとしても、金融機関を通じて、どれ位が時価かというのは、我々の気持ちとして算定した上での価格でありました。」

平成14年12月13日同町議会全員協議会における石田町長の説明

「当面、金額はどの程度かといいますと、約9千坪6億円程度ということでもありますので、坪単価に直しますと6万6千円から7千円程度かなと、そんな風なところの金額のようでございます。」

両社の発言から明らかなように、正式に不動産鑑定評価を受ける前にピアスアライズ

社が提示した希望価格（即ち言い値）を、石田町長は、其の俛是認して議会に報告している。

ところが、大和町はバブルの絶頂期である昭和62年塩塚久雄町長の時、当該用地内の町有地約1,800㎡を坪約4万9千円で同社に払い下げている。そのように、最も身近に適切な事例があるのに、何故それを参考にしなかったのか。

更に、不可解なのは、石田町長は、平成15年1月30日の大和町議会全員協議会で、「事務的に調査したものを持参申し上げまして、特に議会の中でもご意見がございましたピアスの中の町有地、特にクリークこれは無償で提供しているのではないかということでごございましたけども、これは町としては宅地として売却をしておったと。クリークあるいは農道、こういったもろもろのところ、売却を宅地並みで、ピアスの方から買っていていただいているということが明らかでございましたので、その旨申し入れたところでもございます。」と説明しており、町有地払い下げの事実を調査の上、認識していたのは明白であるにも拘わらず、平成18年3月17日の本委員会の証人尋問では「認識もなかったし、調査もしなかった。」と証言している。

この証言は、明らかに平成15年1月30日同町議会全員協議会での説明と異なっている。

## (2)不動産鑑定評価の件

ピアスアライズ社は極めて自社に都合の良い評価条件を付けて、日本土地建物(株)に不動産鑑定評価を依頼し、平成15年2月20日に不動産鑑定評価書を発行している。その鑑定評価書の問題点、違法性について国土交通省平成14年全面改正、平成15年1月1日施行の「不動産鑑定評価基準運用上の留意事項」に基づいて述べる。

### イ、ピアスアライズ社が依頼に際して付けた評価条件と鑑定評価のあり方

建物は外観調査によることという評価条件に基づき、現地、現物の確認は正確にはなされず、登記簿上の面積で評価されている。従って、滅失した建物を評価の対象にしているし、逆に未登記の建物は対象から外している。

これは「総論第5章」第1条第2項鑑定評価の条件設定の手順の項にある「不動産鑑定士等は直接、依頼内容の確認を行うべきである。」に抵触する。

また、何故その様な条件を付けたかについて、同社の川島良一専務は本年2月17日の本委員会で、「外観調査は、これは私どもの方が従業員をあまり不安にさせてはいけないということで、中に入って詳しい調査をするということは控えて欲しいという事をその依頼の時に申しました。それが外観調査になっている訳でございます。」と証言している。

ところが、平成15年3月7日の大和町議会全員協議会では「当然のこと、これから掛川へ移るであろうスケジュールにつきましては、事ある毎にまず社員にはずうっと通知してっております。・・・(中略)・・・男性の場合には、これは転勤という

ことは、もうこれは必然でございますので、掛川へ今はもう出張扱いで行ったり来たりでございます。これは100%、掛川へ行く事を予定しておりまして、そういう話をしております。」と説明しており、明らかに本委員会における証言と異なっている。

本件対象地に係る土壤汚染については、ご指示により完全除去等の措置がなされたものとして評価することという評価条件に基づき鑑定評価されている。

このような将来時点での鑑定評価を求めることは、「総論第5章」第2条価格時点の確定についての項に、「将来時点の鑑定評価は、対象不動産の確定、価格形成要因の把握、分析及び最有効使用について、全て想定し、又は予測することとなり・・・（中略）・・・不確実にならざるを得ないので、原則としてこのような鑑定評価は行すべきではない。」とある規定に抵触するのではないかと思われる。

更に、同条第4項には、「なお、汚染の除去等の措置が行われた後でも、心理的嫌悪感等による価格形成への影響を考慮しなければならない場合があることに留意する。」ということも指摘されている。

#### ロ、アスベストの件

日本土地建物(株)が行った当該用地の鑑定評価書にはアスベストについて一切触れていない。「総論第3章」第2条建物に関する個別的要因について第4項有害物質の使用の有無及び飛散防止等の措置の状態の項に、「建設資材としてのアスベストの使用の有無及び飛散防止等の措置の実施状況並びにポリ塩化ビフェニル(PCB)の使用状況及び保管状況に特に留意する必要がある。」と明記されている。

従って、この鑑定書がこの条項に抵触することは明白である。

#### (3) 不動産賃貸借契約の件

平成15年3月7日同町は、合意書を締結するがその第1条に「甲(大和町)は乙(ピアス・アライズ株式会社)から購入予定地内にあるエルソルプロダクツ(株)九州工場の継続操業を平成17年3月末日まで認める。(後省略)・・・」

平成15年7月25日

同町は売買契約締結と同時に使用貸借契約を締結し、平成17年3月31日まで、当該用地内の工場部分の敷地と建物を無償で貸与する契約をピアスアライズ社と交わし、同社はこれをエルソルプロダクツ社に転貸する。

平成16年12月27日

同町は、第2回目支払い(所有権移転)と同時に、ピアスアライズ社との間に不動産賃貸借契約を締結し、同社は、エルソルプロダクツ社に社内規定により賃料を上乗せして転貸する。平成15年3月7日同町議会全員協議会でのピアスアライズ社の川島良一専務(当時常務)の発言を引用して、操業継続合意から賃貸借契約に至る経緯と理由の説明とする。

「私は2年を目途と申しましたけども、もしも東海地震のデータなんかが出たりして、もう間近だとかいうことになると、まげてまた町長にお願いをして、この延長をお願いせないかんことがあるかとも思います。」

「工場はこれだけで機能しております。この部分につきましては、勝手ながら2年間は是非使わせていただきたいということでございますから、これを売却いたしまして、一番いいのはこのままで売却申し上げて、これは借地で使わせていただくというのが一番ありがたいんです。」

「でもこれは、技術の移転というのは、そう簡単にはまいりません。特にこちらでは、非常に微妙なそういう配合のもとに物を作っております、長年のこちらの経験によって違いますので、それは慎重にしていきたいと。だから現場はできるだけこちら側で長くかけて、むこう側へ移したいという気持ちを持っていっております。」

以上の発言から明らかなように、全てピアスアライズ社の自社都合である。

よって、当該用地の売買交渉がピアス側の一方的な都合に合わせるかのように進められているとする所以である。

以上、(1)価格設定の件、(2)不動産鑑定評価の件、(3)不動産賃貸借契約の件で明らかにしてきたように、先ず、ピアスアライズ社から希望価格として、言い値の6億円程度が提示され、それを追認する形で極めて一方的な評価条件を付けて、然も、違法性の強い鑑定評価書が作成され、それを参考にして価格決定がなされ、合意書、協定書、仮契約書から売買契約書の締結に至る訳であるが、鑑定書の欠陥、違法性については、鑑定を行った日本土地建物(株)と、極めて自社に都合の良い評価条件を付けて鑑定を依頼したピアスアライズ社の何れかの責めに帰すとしても、当該用地及び建物の実態把握、並びに、買取価格の算定を自ら行わず、その上、鑑定書の内容チェック等といった行政としての調査、算定、検証を怠って売買契約を結び、結果として高額な用地を購入した石田市長の管理責任、及び、政治責任は極めて重たいと断じざるを得ない。

### 3. 売買契約締結及び支払い等に関する事務処理が極めて杜撰である件

前項(2)で検証した様にピアスアライズ社の希望価格(言い値)を追認する為に作成されたかの様な極めて違法性の強い不動産鑑定評価書(平成15年2月20日発行)を参考にして、その後の売買手続きが進められている。

平成15年3月7日 合意書の締結

(将来の不動産売買契約に係る協定書の締結に際し、1、工場の継続操業、2、売買代金決済等について合意したことを示すもの)

同年同日 協定書の締結

(1、売買契約締結の時期、2、議会承認等の法定手続き、3、売買代金、4、売買契約の内容等について合意したことを示すもの)

同年3月31日 重要事項説明書の受理

(物件の内容、土地利用の状況、建物の実状等を示すもの)

同年4月1日 不動産売買仮契約証書締結

というのが一連の事務作業の流れである。その中に極めて不可解な杜撰さが目立つ。

(1)合意書、協定書の事務処理上の矛盾点及び問題点

イ、ともに物件の重要事項についての説明を受ける前に締結していること。

ロ、ともに予算措置が為される前に締結していること。

ハ、合意書第1条にエルソルプロダクツ社九州工場の継続操業を認める合意がなされていること。

(2)重要事項説明書の矛盾点及び問題点

イ、ピアスアライズ社が説明したとする日付(平成15年4月3日)と提出日付(同年3月31日)が違っていること。

同社の藤野和雄業務部長と同社の不動産部門の坂元潤取引主任が平成18年2月17日本委員会で行った証言によれば、平成15年4月3日に説明をしたということであるが、本委員会に提出されたピアス側が保管している同説明書の提出日付は同年3月31日となっている。然も、町が保管する同説明書には日付がない。

ロ、同説明書ではアスベストについて一言も触れていないが、アスベストに関する法規制の内容からすれば、当然、言及すべき事項であると思料する。現に、同社不動産部門ピアスティアーク社坂元潤取引主任の本委員会における証言によれば、「勿論、部内の先輩部員にもその旨確認いたしましたし、何社か他に不動産関連の業務のところにも確認いたしましたら、アスベストにつきましては、その当時は、重要事項の説明の項目という形では盛り込まれていなかったということで認識いたしました。」と述べており、アスベストについて何らかの懸念を抱いていたのは事実である。

また、本委員会が行った九州工場の現地調査の際に、同社工場長宮崎福之氏は、平成14年に飛散防止の工事を行ったと説明した。同社は美観の為、工事を行ったと言っているが、アスベストの危険性について、多少の意識があって、その様な工事を行ったものと思われる。

然しながら、ピアス・アライズ社の川島良一専務は本委員会において「そうしますと、私の不明を恥じる訳でございますけど、15年当時に、この工場を売却する時に、建物にこのアスベストが、またはアスベストがどれ程影響があるか、それからそれが完全に、結果的には私はシールされていると思いますけれども、そういう風なことを全くと言っていい程、私は気にいたしませんでした。それは今、委員長がおっしゃいましたように、もう通例だったよとおっしゃいますと、私の不明を恥じるばかりでございますけれども。」と証言している。然し、少なくとも工場建物にアスベストが使用されていること

は、知っていた筈である。

八、長年に渡り焼却灰等の産業廃棄物を工場敷地内に埋設廃棄していたことを記載していないこと。

(3) 仮契約証書の事務処理上の矛盾点及び問題点

イ、不動産売買仮契約証書の（仮）の文字が表書のみ書かれて本文には書かれていないこと。

ロ、契約の履行を確認するという行政側の検査、監督の条項がないこと。

八、議会の議決を得ないと本契約は締結できないという停止条項がないこと。その為に、若し仮に議会が否決していれば、仮契約証書第10条第1項第2号の規定により売買代金総額の20%を違約金として支払わねばならない事態が起きた可能性があった。

二、予算措置（平成15年6月27日）がなされる前に仮契約証書を締結（平成15年4月1日）しているので、この時点では違法であること。

更に、一連の事務作業の中には受付日付のないもの、文書番号のないもの、収入印紙の貼付された書類の所有が逆であるとか行政事務の取り扱いとしては、信じ難いほど不適切で杜撰な事務処理が行われているのは明白である。

然も一々の内容は、おおくの問題点、矛盾点を孕んでいる上に、違法性の強いものもある。不動産契約書をはじめ一連の関係書類の殆どがピアスアライズ社によって作成されたものであり、町当局による適切な点検、検証が行われていない。

(4) 支払いに関する問題

石田町長は、支払いに当って、重要事項説明書でピアスアライズ社が約束していた土壌汚染の処理の結果についての最終報告を受けておらず、また、自ら土壌汚染の処理の監督、検査も実施しておらず、契約の履行を確認しない俛、売買代金を支払っており問題がある。

その点については、次の項で詳しく検証するとして、この様な事実から石田町長並びに担当職員に公金即ち町民の血税を預かっているという緊張感、責任感が欠如していたことを強く指摘せざるを得ない。

4. 財産の取得及び契約締結の必須条件である議会議決を求める提案の内容、その説明のあり方が極めて不的確である件

前段1.2.3.項で明らかにしてきた様に、議会への説明と協議を行いつつ、一方では一連の事務手続きを進めて、平成15年6月の大和町定例会で当該用地購入の予算措置の承認を受け、同年7月22日、同町議会臨時会で当該用地取得の契約締結の承認を求める提案を行う。

提案理由は、「国道208号線沿いの役場南側にあるエルソルプロダクツ社九州工場（ピアスアライズ株式会社所有）が国内の経済状況や、企業合理化の為、埼玉工場と九州工

場の統合に加え、経費節減の為、流通センターの一元化に踏み切るという本社の経営方針により、九州工場を閉鎖するという事で、昨年10月よりこの跡地問題について考えを聞き、交渉を進めてきたことは、議員各位ご案内の通りでございます。本町中心部に位置する一等地の約9,000坪の同敷地は、本町土地利用計画の上でも、パブリック・センターゾーンと位置づけられた中にあり、将来的に{快適な生活空間やまと}の町づくりに欠かせない用地であります。今後、具体的な土地利用につきましては、土地利用審議会等を設置し、議会をはじめ関係各位のご意見を十分に拝聴して進めてまいりたいと考えております。(以後省略)・・・」というものであり、この提案理由からも明らかな様に、此の時点で、公共用地取得と一体であるべき利用目的が確定していなかったことは明白である。

然も、説明資料として議会に提出されたのは支払いに応じて所有が移転する部分を色分けした地図のみであり、後は土地の形状、面積、建物の位置、面積、夫々の価格、支払い期日、支払方法を表記した契約証書の表書部分を議案としたものに過ぎず、契約の中身として肝腎な契約条項や、特に土地利用の実態、土壌汚染の可能性、建物の安全性や損傷程度とかを示す重要事項説明書については、一切説明されていない。

重要事項説明書は、物件の内容、即ち土地利用の履歴、土地の個別的性質、建物の現状や価値を示すものであり、契約書には単に売り買い交渉成立の要件だけではなく将来に及ぶ約束事(瑕疵担保責任など)も明記されている。

また、民民取引ではあり得ても、行政が行う土地取得の事務処理としては到底有り得ない公租公課の負担の区分についても約束が交わされている。この様な重要な事項を説明しないで議会に提案している。この項では主に重要事項説明書と仮契約証書並びに契約証書の問題点を検証する。

#### (1)重要事項説明書の記載内容に関する問題(備考欄に関する問題点)

イ、備考(4)「本物件内に重油地下タンク、流動パラフィン地下タンク、エタノール地下タンク、工場排水浄化プラント、危険物貯蔵庫施設及び地下貯水槽等々があります。」とある。未だ操業中であるということで重油汚染除去については現在、保留となっており、排水については浄化能力の極めて弱い二重濾過装置を通してクリークに排水されている。

ロ、備考(8)「建物については築後(15年当時築29年)相当年数を経過し劣化しております。・・・(中略)・・・将来において補修が必要な箇所が発生するものと思われませんが、本物件は原状有姿でのお引渡しとなり、補修はいたしません。」との説明を受けながら、確たる算定根拠もなしに公共施設として使用出来ない建物を、税込み2,024万4千円で購入している。

然も、この説明を受ける前の平成15年1月30日、同町議会全員協議会で、「そのまま

での有効利用も考える。どちらがいいのか、解体して買った方がいいのか、そのまま置いていただいて有効に使われるだけ使うて見ようじゃないかということで使っていくという方法もございますので、まだそう建物も古くはないということの話を聞いておりますから、このことも十分検討させていただこうと。」と答弁している。

この発言からも明らかな様に石田町長は、建物の実態を把握することを怠っており、無責任さを露呈している。

八、備考(11)「売主は本物件の一部は化粧品製造工場及び倉庫として使用しており、製造過程での有害物質の使用はありませんが、土壌汚染の可能性も否定できません。お引渡しまでに調査の結果、汚染が判明した場合、売主の責任にて対処します。」とあるが、果たして、有害物質の使用はないのか、土壌汚染の処理は完全に行われたのか、次の項で検証することとし、この項では次に仮契約証書並びに契約証書の問題点を検証する。

#### (2)仮契約証書並びに契約証書の問題点

##### イ、(物件の数量と売買代金の清算)

第7条「本物件の数量は、末尾記載の数量(登記済みのものは不動産登記簿の数量)によるものとし、実測に基づく数量と相違しても、売主・買主は互いに相手方に対し何ら異議を申し出ないものとし、また互いに第1条に定める売買代金の増減を請求しない。」としているが、契約書の末尾記載の数量には、建物は未登記部分を含むと表記しているため、契約上は未登記部分の面積193.78㎡も含まれ、取得する建物の総面積は6,831.46㎡になる。然し、提出された議案(平成15年9月30日修正議決)の建物の面積は、6,637.68㎡であり、契約上の建物の面積(6,831.46㎡)と異なり、法的に問題がある。

また、地方公共団体が財産を取得する場合は通常実測した上で、取得しており、このケースは極めて異常な財産の取得である。

更に、契約と異なる面積の議決がなされたのは、石田町長が、議会に契約書の全文を提出しなかったため、議会はこの相違をチェックできなかったものである。

##### ロ、(収益及び負担の帰属)

第9条「本物件から生ずる収益並びに本物件に賦課される公租公課等の諸負担は、宛名名義の如何に拘わらず所有権移転登記申請日をもって区分し、その前日までの分は売主が、また当日以降の分は買主がおのおのの取得もしくは負担する。」としているが、このことは年度途中で所有権が移転した場合は、応分について固定資産税等の納税を免除することを意味する。

それは特定の私企業に対する便宜供与であり課税主体である行政がその様な措置をとることは他に例を見ないことである。

##### ハ、(瑕疵担保責任)

第12条「売主が買主に対して負う隠れたる瑕疵担保責任の期間は、本物件の最終引渡

から2年間とする。ただし、本物件のうち引渡し完了している物件については、その引渡し時から2年間とする。」とある。ということは、第1回支払い分については、平成17年8月30日をもって既に期限が切れており、第2回支払い分については、平成18年、即ち、本年12月26日が瑕疵担保責任の期限である。

然しながら、本委員会の証人尋問の際、石田市長は「私の認識では工場を閉鎖してからということで認識をしているところでございます。」と証言しているが、契約証書の文言を正確に読みとれば、どう見ても所有権移転日即ち平成16年12月27日がその起算日であり、本年12月26日が法律上の最終期限日であることは明白である。

現に、ピアスアライズ社の川島専務は本年2月17日の本委員会で「引き渡しというのも済みましたですから、それから後のことというのは・・・。」と証言している。

明らかに石田市長の認識は過ちである。自治体の最高責任者として法的認識に著しく欠けている。

## 二、（特約条項）

第17条「本物件のうち、建物については築後相当年数を経過しており経年劣化の為、売主は買主に対して品質を保証出来る状況ではない旨売主、買主は了解した。」このことについては、重要事項説明書のところで問題点を指摘しているのので、ここでは契約証書にも同じ様な文言があることを指摘するに止めておく。

以上、検証して来た様に、これで議会に対して十分資料を提出したとはいえないし、また、十分説明責任を果たしたとも言い難い。

不動産鑑定書については、平成15年9月大和町議会定例会で、江崎實議員が一般質問を行うに際して再三要求したにも拘らず、石田町長は「これは情報公開条例で定めている関係書類の部類の一つであると思います。従って今日のところでの資料の提出ということには当てはまらないんじゃないかという風に思いますので。」また、平成18年3月17日本委員会で「・・・（前略）・・・内部情報です。個人の財産、法人といえども個人の財産を、そんなものが手元にあるということ自体が問題だったんです。これを明らかにするというのが地方公共団体の信頼が失墜するということで、恐らく私は、その時は判断をしたと思います。」と独特の法解釈を披瀝し、同時にその運用を逸脱した対応を見せ、漸く開示したのが「鑑部分だけで、中は見らんで下さい。」と担当課長に言わしめる始末で、日頃、ガラス張りの政治、情報公開を提唱している自らの政治理念とは、随分かけ離れた対応である。

合意書、協定書、重要事項説明書等は、その内容について一切情報提供していない。契約証書については、議決を求めて提案する際に代金、支払方法、物件引渡し最終日等を記した表書部分を議案として示しただけで、契約条項の内容については全く説明していない。

本来、議会のチェック機能は執行部と同質、同量の情報を手にしてこそ適正な判断に立ってその権能を発揮出来る。従って、当該用地取得に当たっての、議会への説明は不十分、不的確、不誠実であったと指弾せざるを得ない。

## 5. ピアスアライズ社の最終責任において行った土地、建物に対する環境調査及びその処理は不十分である件

### (1) 土壌調査の件

重要事項説明書で約束した土壌汚染の問題を解消する為に、復建調査設計(株)に依頼して、平成15年10月8日から11月20日にかけて、土地利用の履歴(地層の土壌調査、井戸水の水質分析、等を含む)の調査を行う。その調査の結果を受けて、同年11月25日より12月12日にかけて汚染土壌の処理を実施する。その実際について検証する。

#### イ、廃棄物埋設場所について

「廃棄物埋設場所(ピアス・グループの生産部門を担当するエルソルプロダクツ社は長年に亘って同工場敷地内にプラスチック容器、化粧品乳液、焼却灰等を埋設廃棄していた。)にて実施された土壌分析結果(平成15年4月実施の既往のデータ)によると土壌溶出量基準値を超える砒素、弗素が検出された。

「工場を起因するものではないと判断されるので、有害物質を含有する地層の特定をすることが望ましい。また廃棄物の埋設範囲を確定し除去することが望ましい。」と復建(株)の土地履歴報告書に記載されている。

然しながら、当該用地の土壌汚染が工場に起因するものではないという判断は果たして化学的に正しい判断といえるのであろうか。液状物質は、地中に広く深く浸透する性質を有している。

また、報告書では有害物質は在来層に由来するとしているが、在来層に由来することを証明する為には他の地点の補完調査が必要である。また、平成15年2月三井化学(株)が行った工場棟近くの排水溝の低質の調査によれば、次のような数値が示されている。

表は朗読を省略いたします。

以上の数値が示すとおり、定量下限値を遥かにこえる有害物質が検出されている。特に工場周辺が著しい。このことは、やはり製造過程で有害物質が排出されていることを示しているのではないかと思わざるを得ない。

議長(田中雅美君)

島添議員、1時まで休憩いたしましょうか。

ここで1時まで休憩をいたします。

午後0時4分 休憩

午後1時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

島添委員長の報告を求めます。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）（登壇）

長いこと時間をとって申しわけございません。

では、午前中に引き続き特別委員会の報告を申し上げます。

14ページの中ほど、

#### ロ、重油汚染について

「工場では重油が使用されている。・・・（中略）・・・。然し重油に汚染された土壌は、油臭がするため、土壌の入れ替えが行われることが多い。当工場においても重油による土壌汚染の有無を確認することがのぞましい。」果たして、重油汚染は油臭がする程度のことで済まされることだろうか。汚染の濃度が増した時、あるいは輻射熱等で気化する時、何らかの複合的な化学変化を起こして有害物質化する可能性がありはしないか。実際、日本総合科学(株)が平成15年10月に行った土壌調査によれば、

表は省略します。

と定量下限値（5 mg/L）を超える油分が検出されている。

また、この重油汚染については、除去処理するには重油タンクの掘り出し、溜め枡の撤去が必要であり、工場が現在も操業中なので未だに、除去処理は保留になっている。このことについては、平成18年2月17日本委員会での宮崎福之工場長の証言で明らかになっているにも拘らず、石田市長は、平成18年3月17日本委員会で、「完全に除去されていると認識しています。」、「私も調査報告書の土壌調査の中身も見ましたけれども、それについては問題ないと。許容の範囲だという風に認識しております。」、「だから私は先程から申し上げております様に、問題になる様な土壌汚染はないということを認識しております。」と繰り返し証言し、行政の最高責任者としての管理責任と注意義務を問われても、致し方のない認識と対応を露呈している。

#### ハ、工場廃水について

「工場廃水の水質分析結果（平成15年2月実施の既往分析による）により砒素が検出された。その濃度は水質汚濁防止法に係る排出基準値以下であったが、環境基準値は超えていた。これは当工場を起因とするものではないと判断される為、工場で使用してい

る井戸水の水質分析を行うことが望ましい。」とあるが、本当に工場とは関係がなく、地下水のみに起因するものか。原材料との関連はないのか。長年埋設廃棄してきたこととは関係ないのか。

## 二、焼却炉について

「工場には焼却炉がある。近年焼却炉からのダイオキシン類の排出が問題となっている。当工場においても、焼却炉周辺の土壌のダイオキシンによる汚染の有無を確認することが望ましい。」とあり、ダイオキシン汚染の可能性も指摘されている。

以上の様な調査の結果、除去すべき汚染土壌約2,004トンが指示されている。

然し、実際に除去されたのは、ピンポイント（重点場所3ヶ所）掘削により、掘り出した土壌を篩いにかけて選別した土530トン余だけである。篩い落とされた土は粒子も細かく汚染度も高いのではないかと思われる。とにかく、除去すべきであると指示されて、汚染の可能性のある土約1,474トンが残されていることになる。それに、平成15年4月日本総合科学(株)が行った廃棄物埋設場所の土壌調査のデータには、地下2m地点での数値がA・C地点のものは明示されているのに、B地点の数値は抜け落ちている。また、平成15年10月の同場所の土壌調査のデータは記載していない。

更に、同年10月同社が行った井戸水の水質検査報告書の砒素、弗素等の定量下限値を超えると考えられる物質の項の定量下限値の数値が示されていない。因みに、同年4月三井化学(株)の報告書によれば、砒素の定量下限値は0.01である。それに比べて0.044と4倍以上の砒素が検出されている。

また、同年11月復建(株)の調査報告書によれば、在来層の土壌から土壌溶出量基準値を超える砒素、弗素が検出されたとある。また、平成18年3月17日本委員会で石田市長は「これは砒素が筑後川、矢部川、県が調査した時は、この地方独特の、特有の土壌でありますので、これは農地に係る昔の農薬だと思えますが、こういうものがやはり、土壌に、地下水に浸透して検出されていると。」、「県の保健福祉部に行きますと、これがきっちり、どの土地にはどれだけ砒素があると。」等と事実と異なる証言をしている。何故なら、県の環境部によれば、この地域で土壌そのものから全国平均値以上の砒素、弗素が検出されたデータはないということである。

これらの事実からエルソルプロダクツ社が復建(株)に依頼して行った環境調査全体の信憑性を疑わざるを得ない。

## (2)アスベストの件

エルソルプロダクツ(株)の九州工場建物2,000坪余の内約1,800坪の建物で、アスベストが使用されていることは、本委員会の現地調査の際に、工場側の説明で確認している。然も、平成17年8月10日に同社が柳川市に提出した使用状況によれば、屋根、壁、床と殆ど全面的に使用されている。

以上、検証して来た様に、2,004トンの汚染土壌が完全に除去されたとは認め難いし、特に、重油に汚染された土壌は手つかずのまま、保留になっている。

アスベストについては、売買契約締結時点では一切調査されていない。なお、石田市長はこの問題に関して本年3月17日の本委員会において、「アスベストの問題というのは、昨年8月頃から出た問題で、私どもは、全然認識しておりません。」

「いえ、委員長。全然その辺については、認識がなかったということで、反省をいたしております。」と証言している。然しながら、この問題は行政及び政治の継続責任ということからすれば、そのような弁解ですまされる問題ではない。

何故なら、国は、既に昭和31年石綿作業従事者に対する特殊検診を実施することを端緒に、徐々に法規制や行政指導を強化し、昭和62年、当時の文部省は、「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について」という文書名で各都道府県教育委員会施設主管課長等宛に「アスベスト除去工事等における留意事項」を通知する。

それを受けて各市町村は調査を行い、旧三橋町では中学校の音楽教室の対策工事を実施、旧大和町においては、平成6年町内の小学校で同様の工事を実施している。当時、石田市長は大和町建設課の係長であり、そのことを知り得べき職にあったと思われる。故に、市長は尚更真剣にこの問題に取り組むべきだと思料する。然しながら、同日、本委員会委員長の「あなたに調査する意向はありますか。」という問いに対して「ございません」との唯一言であった。

従って、この様な事実からエルソルプロダクツ社が行った当該用地及び建物に対する環境調査は不十分且不誠実であり、その処理も不完全である。それ故に、取得した当該用地及び建物の環境の安全性を確認する為には、改めて調査することが不可欠であるが、石田市長の同意が得られず、議会の権限の限界から調査が出来なかったことは誠に遺憾である。石田市長は何故、調査しようとししないのか、その理由を明らかにするべきである。

6. 契約期日を3ヶ月も繰り上げて実行された2億9千7百万円の支払いが不明朗である件  
不動産売買契約書によれば第2回目の支払いは平成17年3月31日と明記されている。それなのに何故第2回目の支払いを平成16年12月27日に、契約期日を3ヶ月も繰り上げて実行する必要があったのか。以下、石田市長のその件に関する答弁からその不明朗さを検証する。

#### 平成16年11月22日同町議会全員協議会会議録

「ところが、御案内のとおり合併の期日が3月21日となりました。これについては、当然、新市長もいない訳ですね。職務執行者しかいない訳です。勿論、私どももおりませんし、当然、空白の時間ができてくる訳です。従って、一つはこれは私どものやはり責任があるということで、12月の今年のうちにはこれは整理しておくべきではないか

と。・・・(中略)・・・契約当事者がある間、あるいは収入役、支出責任者、又最終的な決算の審査を受けられる様にということで・・・」

また、平成17年6月柳川市議会定例会では、椛島隼人議員の質問に答えて「16年の12月27日、この年末に2億9千万円を支払っているということです。これは、いわゆることは3月20日で合併しました。決算をするまでの時間、それが12月の28日、然も、1月1日、新しい課税の月になります。1月1日を越しますと、新にピアスに課税をしなきゃいけないんです。ご理解いただけますか。だから合併の絡みと決算は合併前やらなきゃいけない。3月前にやらなきゃいけない。それと、1月1日にこの課税、固定資産が1月1日ですから、この日にちを前倒ししなきゃいけない。従って、決して、駆け込み的なものではございません。」と答弁している。

この答弁には2つの問題点がある。

- (1) 契約通り17年3月31日に支払っても決算する上で一向に差し支えは生じない。現に平成17年12月の定例会会期中に新市議会においてこの期間の決算審査を行っている。
- (2) 新年度に入ると1月1日が固定資産税の起算日であるから前倒して12月中に支払ったということは、課税主体の最高責任者である町長が特定の私企業に対して税の免除という、特段の便宜を図ったということ自ら認めていることである。因みに、第1回目の支払いは、15年の8月という年度途中の支払いであり、応分の所有権移転をしたので、契約書の約定に従って、応分の税負担を減免している。然も、直接、税を減免する訳にはいかないので、一旦納税させた上で応分の金額を一般財源から支出して処理している。この様な財政の取り扱いが行政の事務処理としては、極めて不適切で、異例のことであると指摘せざるを得ない。

平成18年2月20日現在係争中の訴訟のために提出した答弁書

「新市で発生する固定資産税の課税や、本件不動産の売買契約書(甲16)第9条に基づく所有権移転後の公租公課等の負担問題等を検討した結果、新市に新たな負担(一般会計による未経過固定資産税の清算)を負わせるより、賃貸等を含め、旧大和町の一般会計の中で決算処理するのが最善であるとの判断がなされ、支払期日が繰り上げられたのである。」売買契約書の第9条自体が行政事務としては不適切であり、合併後、資産も負債も合算して新市が引き継ぐので、新市に負担を負わせることにはならない。新市で2億9千7百万円支払ったとしても、その分を大和町地域振興基金に繰り入れなければ何ら問題は生じない。

平成18年3月17日本委員会における石田市長証言

「公共財産たしか自治体の場合は1億円と1,500㎡以上でしょうか、15,000㎡でしょうか、この議会の議決事項についての制約が、たしか職務執行者にはあると思うんです。・・・(中略)・・・職務執行者に与えられている権限というのは、人事権を行使

することは出来ないとか、そういったものがあると思いますので、そういったものの面から見て空白が生まれるということを表現していると思います。」

「その当時、基金も負債も明らかにして、向こう10年間の通し予算、経費予算、地域振興基金等の算出がございました。積算がございました。その中で一定の現在の負債の状況等を整理して供出し合った記憶がございます。それを十分理解した上での、話し合いをした上での支出であった訳であります。」、「それは協議会の中でというよりも、財政部会だったと思います。」{以上石田市長}

然しながら、職務執行者には、支出する金額の制限とか、用地取得の面積の制限とか、それらの決済上の制限は一切ない。更に、本委員会において財政部会での件を、当時の合併協議会の関係職員に確認したところ、そういう事実はなかったということである。

以上、検証して来た様にその都度の問いに、その都度、問題点を少しずつずらして答弁している。然も、答弁の一つ一つが指摘している様にかなりの問題点を孕んでいる。従って、繰上げ支払いの本当の理由が何処にあるのか全く不明朗である。

## 結 び

以上、本委員会は、当該用地が1日も早く市並びに市民の為に安心、安全な公共用地として活用する上で、問題が無いが、当該用地を取得するに当たって、適正な事務処理がなされたか、その真相を解明することを目的として調査を進めてきた。

その過程でエルソルプロダクツ社が行った環境調査の非信憑性、また、大和町が当該用地を取得する過程における事務処理の非妥当性等々が明らかになった。

当時、大和町では合併前夜の混沌たる政治状況の中で、議会の大勢として、将来、我が町の財産として有効活用が出来るならば用地購入もいいんじゃないかという雰囲気があったということは否めない。

然し、だからといって、この様な不明朗な売買交渉、杜撰な事務処理、物件の内容、契約証書その他の関係書類を検証、算定、確認もしないで、また、議会にも十分な情報公開と説明責任を果たさないで、その結果、高額の用地を取得するに至った石田市長の管理責任、及び政治責任は極めて重たいと指弾せざるを得ない。

一方、議会も、執行責任者の説明責任を十分引き出せない俥、議決してしまったことの責任は重たいと指摘せざるを得ない。我々、柳川市議会は、この事例を他人事とすることなく重大な反省材料として今後の市政運営に臨むことを肝に銘じておきたい。

備、当該用地を安心、安全な公共用地として活用する為には、土壌汚染やアスベストの除去が前提となる。その為には、入念な環境調査が必要であると考えます。その点、アスベストについて、ピアスライズ社の川島専務は、本年2月17日の本委員会で、「ですから、若しもこれを撤去されるとか、言う場合には、それは例えばその部分だけピアスが工事を負担するとかいうことを含めて、こちら側の責任というものを果たしていきたいと考えておりま

す。・・・(中略)・・・それは法律問題とあわせて、よく検討していきたいと思っております。」と証言しており、また、重油汚染についても、「その関係で、それは事業をやっておりますので、御指摘のようなパラフィンというのを使っておりますから、これは事業が終わって、我々が撤退するときというのは、私は企業の良心として・・・(中略)・・・先程のような完全な処理をするというお約束はしていきたいというふうに考えております。これは使っておりますので、引渡しというのも済みましたですから、それから後のことというのは、これはこの契約の法律的なものと、それから我々の気持ちとしては、それは処置していきたいなというふうに、それは検討しております。」と証言している。

石田市長もその件について平成17年12月2日柳川市議会定例会で竹井澄子議員の一般質問に答えて「あの中(監査報告)に書いているとおり、問題が発生するならば売主であるピアス・エルソルプロダクツの責任においてやっていただくということにいたしておりますので、私どもが何らそういうものについては、問題がでた場合については先方に申し入れまして、きっちりその辺は処理させたいと思っております。」また、本年3月17日本委員会において「アスベストの問題は、ピアスの問題として解決してくれると交渉、確認にいきなさいということですから・・・・。」

「責任もってやりますと。やらなければ私が責任とらなくちゃいけない訳ですから・・・・。」と明言している。

工場部分についての瑕疵担保責任は本年12月26日が期限である。よって本委員会は両者の言葉を実行してもらう為に、本年12月までの解決を目指して、市長に対し、次の事項について強く要請して結びとする。

- (1)重油汚染やその他の土壌汚染、水質汚染、アスベスト等々の環境調査を早急を実施し、取得した財産の環境の安全性を確保すること。
- (2)契約証書の約定に基づきピアスアライズ社に明らかに責任のある重油汚染やアスベストについては、市財政に聊かたりとも負担を及ぼさない為に、毅然たる姿勢で交渉に臨み、完全撤去に関する覚書等を締結し、速やかに解決を図ること。
- (3)議会とも協議の上、当該用地を安心、安全な公共用地として活用する方策を、早急に見出すこと。
- (4)市長は、この問題の重大性を深く反省し、二度とこの様な事態を起こさない事を、常に念頭において、今後の柳川市政の運営に努められん事を切に要望する。

以上をもちまして、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会委員長報告といたします。

議長(田中雅美君)

以上でピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長の報告は終わりましたので、本件に

対する質疑通告、考案時間として、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 27 分 休憩

午後 1 時 47 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました委員長報告に対する質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

47番（浦 博宣君）

47番浦です。よろしくお願いします。

このピアスの問題につきましては、旧大和町議会において平成14年12月13日定例議会後、全員協議会においてピアス化粧品九州工場の件について報告がなされ、その以降、逐次全協、総務委員会等で執行部より十分な説明が行われ、十分な審議がなされていると私は思っております。

そこで、結びの項でございますが、上から10行目でしょうか、「議会にも十分な情報公開と説明責任を果たさないで」という文言がございます。この文言についての御説明をお願い申し上げたいと思います。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

大和町で十分説明を受けて、議会で慎重に審議されたと。それは浦議員の主観であり、浦議員の意見であろうかと思えます。私はそうではないことをこの委員長報告書の中で論証及び提唱しておりますので、その点を十分お読み取りいただきたいと思えます。

それから、石田氏が十分説明責任を果たさないでと、それから、議会はまた十分引き出せないままでということですが、それはそのとおりでございますが、このことをよくお読み取りいただければ御理解いただくことだろうと思えます。

説明してくれんなら議会在説明してくれるように求め続けて慎重に審議すべきであったと。説明しなかったということについてはる書き述べておりますので、そのことをお読み取りください。

47番（浦 博宣君）

私の個人的な考え方ということではございません。これはきちっとした旧大和町議会で議決をして、そして、十分に審議したことの問題です。私個人の考え方ということではございません。平成14年12月13日から約半年間にわたって十分な論議がなされておるわけです。

それでは、次行きます。

その下ですが、報告書の同じ結びの項ですが、「議会も これは旧大和町議会を指すものだと思いますが 執行責任者の説明責任を十分引き出せない俛、議決してしまったことの責任は重たいと指摘せざるを得ない」と。いわゆるこれは旧大和町議会への批判ですが、

その指摘せざるを得ないという御説明を何をもって指摘せざるを得ないのか、そこを御説明  
いただきたいと思います。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

その点についても十分論証しておりますので、この委員長報告書をお帰りになって繰り返し  
読んでいただければ御理解いただくことだと思います。

47番（浦 博宣君）

せっかく質問いたしております。親切な答弁をお願いいたします。常に一般質問で問うて  
も、市長に対してもう少し丁寧な答弁をせろというような声が常にあるじゃないですか。

それでは最後ですが、市長も恐らくこの報告を聞いてじくじたる思いがあると思います。  
この委員長報告を聞いていますと、特別委員会として一方的に、そして、都合のよい報告書  
になっていると私は思っております。まさに町長、担当職員が悪意を持った罪人扱いのよう  
な報告であります。そんな報告書でありながら、結びの項、4項の最後の方に切に市長に要  
望するもので終わっております。こういうふうな重大なことを犯したものが切望、いわゆる  
要望で終わるのでしょうか、そこら辺について御説明をお願いいたします。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

この結びについても、十分お考えいただきたいと思いますよ。我々は政治家なんです。小  
なりといえども政治家なんです。真相を解明して、いささか法的に問題があるとかいうこと  
を解明したとしても、すぐさま司法に訴えろとか、あるいは辞職を迫るとか、そういうこと  
が必ずしも我々政治家のとるべき道ではないと私は常日ごろ思っております。ですから、政  
治的解決、政治的にこの市長においても十分意のあるところをくみ取っていただいて、今後  
の市政運営に生かしていただきたいという思いで結びとしております。その点を浦議員もよ  
くよくお考えいただいて、御理解いただきたいと思います。（「議長、質問じゃないです  
が」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかにございませんか。

21番（足達征次君）

このアスベストの問題があちらこちら重要事項ということで出てきておりますが、私も不  
動産業者を35年やっております。このアスベストの法的な公布がなされ、そして、施行がな  
されたのは私は最近のことだと聞いておりますが、日にちをきっちり言っていただきたい。

といいますのは、平成16年の12月27日には取引が終わっておるわけですね。これが公布さ  
れ、施行されたのは最近のことです。

それから次は、この報告書が正しいということになれば、こういう市長がいるということ  
で、これは大変なことになりますね。場合によっちゃ市長不信任にもなる。これがうそだと  
すれば、委員長は誣告罪、または偽証罪で訴えられるべきだ。これは本会議ですから、私は

そのくらいの重みがあると。

それから三つ目は、この結び18ページ、13行、「議会も、執行責任者の説明責任を十分引き出せない俣、議決してしまったことの責任は重たいと指摘せざるを得ない。」大和の町議会、なめられてしもうとるわけですね、〔発言取消〕。その当時、取引のことも何にも知らないのに……（発言する者あり）黙っとけ。〔発言する者あり〕私が発言許可を得ているのにあなたは黙っときなさい。

だから、そういうことになると（「ちょっと待たんね。氏名ば挙げてよ……」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと森田議員、もう水差すから黙っとってください。（発言する者あり）三小田議員。どうぞ。

21番（足達征次君）続

だから、終わったことをそういう過去の取引の担当もしていないのにそういうことを大和の議員は、これは責任がどうだと、重たいと指摘せざるを得ない。これは本当に人をばかにしたような、議会をばかにしたようなことだと思いますが、以上の3点、回答をお願いします。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

アスベストについては、私は不動産鑑定運用基準に基づいて論証しております。また、行政、政治の継続責任という意味合いから論証しております。宅地建物取引業法で論じてはおりません。そのことをひとつ御理解いただきたい。

それで、鑑定評価の運用基準をよくお読みいただければ、聡明な足達議員のことですから、すぐ御理解いただけると思います。

それから、政治責任、行政の継続責任ということでは、国の法規制、あるいは行政指導等を例に挙げて、文部科学省からの通達でありますとか、地方での取り組みでありますとか、そういうことを取り上げて論証しております。

それから、これが誣告罪であるとか、偽証に値するとか、そういうことは足達議員の主観的な御意見でございますから、そう思われるならそちらの方で証拠をもって、事実に基づいて反証していただきたいとします。

それから、大和町議員が〔発言取消〕侮辱されておるとか、ばかにされておるとか。足達議員も大分議員経験長いと思いますけれども、政治は結果責任でありまして、何十年前の失政を批判されたり、指弾されたりすることもあります。そのことを御理解いただきたい。

それから、決して侮辱するつもりでもありませんし、ただ私は事実に基づいて論証しておりますので、その点、よろしくをお願いします。

21番（足達征次君）

この調査書を読みますと、重要事項説明書というのがございます。これにアスベストのことを書かにゃいかんということが書いてあります。この重要事項説明書というのは、不動産屋が売る人、買う人に土地をあっせんする場合、必ずこれは書いて、こういう問題がありますよということを説明してから契約に入るわけです。だから、これは不動産用語なんです。だから、このアスベストの問題について国土交通省から告示があったのはことしの3月13日なんですよ。それまではアスベストについてどうやこうや、昔は宝の資源というて、断熱効果があるとちやほやもてはやされたものでございます。急にここ1年ぐらいで変わってきた。それが施行されたら、4月24日から不動産売買をするときには重要事項説明にアスベストがありますというのを書きなさいという施行令が示されたわけです。まだ何カ月もたっていないよ。5、6、7、3カ月ですよ。それまではアスベストのAの字もなかったんだから。だから、私はこれは取ってつけたものではないかと。

それと、このレポート、これが本当であるかどうか、私は大和町議会に属しておりませんから知りませんが、私はこれはでたらめとしか思えません。なぜかという、恐らくこれが本当なら、そういう悪い市長なら市長不信任を出さにゃいかん。あんたやめなさいと。これがうそでたらめなら、市長から誣告罪なり偽証罪が出てくる。私はこう思っておりますよ。

だから、政治的決着を図るといふなら、こういう公文書が出ておるとすれば、これは大変なことなんですよ。

それと三つ目、これは大和町議会で決まったことだから、本当は大和町議会の16人の議員がジダンみたいに頭突きするぐらいの気持ちで戦ってもらわにゃいかん、私はこのように思いますよ。そういう質問も出てこないというのは私は情けない。

以上です。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

今のは御自分の御意見、演説であって、私に対する質問ではないと思いますので。

さっきもアスベストについては、私は不動産鑑定について、そしてまた、行政、政治の責任においてということで、宅地建物取引業の観点から論証しておるわけではないと申し上げました。重要事項説明書は、それは不動産取引での用語であり、必要な書類かもしれません。だから、その点については取引主任の坂元潤氏の証言を取り上げて、少しは懸念しておったんじゃないか、アスベストについて意識があったんじゃないかというふうに取り上げております。その点についてはですね。

それから、大和町議会についても政治の結果責任ということも申し上げましたことをまた十分御自身で反すうしていただきたいと思っております。

それから、これはうそだとか、偽証罪だとか言われるならば、大和町議会の全員協議会の会議録でありますとか、あるいは証人尋問の際の証言でありますとか、そういうものを読んでいただいて、そして、事実であるかないか、その点はうそだとか、侮辱だとか言われる足

達議員の方で反証するべきことであると私は思います。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

46番（上妻勝吉君）

46番上妻です。ページは6ページの中段でございますけれども、上から22行目のところに書いてある内容でございます。

当時、大和町には、当該用地を購入しなければならない蓋然性がなかったことは明らかである。後日、跡地検討委員会を設置（平成15年8月22日第1回開催）して、その活用策を協議するが、それは本契約締結（平成15年7月25日）後のことであり、いろいろな提案もなされてはいるが、構想の段階でとまっており、確固たる事業計画がなかったことは、当用地の活用状況から見ても明らかであると指摘をされているわけであります。

このピアス跡地の移転問題が提起されましたのは、平成14年の12月定例会後の全員協議会のときであったわけであります。ですから、この時点では私たちはなぜ移転するのか、契約内容はどうなっているのか、また、現在雇用されておられる方々はどのようになるのかといったように具体的な解明を求める声が多く提起されたと記憶いたしておるわけであります。

その後、平成15年1月より7月22日までピアス跡地の譲渡価格や支払い条件等の内容が審議されていまして、これらが終了するまでは土地活用等については検討することはできなかったのではないのでしょうか。この点について特別委員長はどのような見解を持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

上妻議員は当時大和町の議員であったと承知しております。この用地購入に当たって、大和町公共施設等整備基金を取り崩して用地購入に財源手当てしたということも承知かと思えます。公共施設等整備基金は、公共施設建設のために準備された基金であります。ですから、その財源運用は適切でないんじゃないかということをおし上げております。

ということは、公共施設等整備基金を取り崩して財源充当する財政運用をするならば、公共施設を建設するその建設目的を持った上で財源手当てすべきであったという観点からも、ほかにもいろいろございますけれども、そういう観点から申し上げております。

46番（上妻勝吉君）

今さっきの内容の中に、私が言いましたのは、確固たる事業計画がなかったというようなことをお聞きしたわけでございますので、これを言うとまた1回になりますので、続けていきたいと思えます。

特にこのピアス工場が事前に早い段階から閉鎖すると、こういった意向が表明されておりましたならば、これは御指摘のとおりかもわかりませんが、これはあくまでも急な話でございますので、事前に事業計画までに行っておくことはできなかったということは、また

当然だったと思います。ですから、一挙に平成14年の12月以降、15年の1月から話が具体的に取り上げられてきた、こういったことになるわけであります。

したがって、本契約後、平成15年の8月22日でございますが、ピアス跡地の検討委員会、これが立ち上がったわけであります。私もこの委員になったわけでございますので、その辺につきましてはよく理解をいたしておるわけであります。

だから、このピアス跡地の検討委員会では議会代表が2名、さらには農業関係代表者、水産業代表者、商工会の代表者、行政区長代表者、公募者の4名、学識経験者、それから町関係など20名の方で、いろいろな形で検討をしてきた。したがって、これは4回開催したわけでありますが、1回目が委嘱委員の紹介、現地調査、フリートーキング、こういったものをまず行ったと。2回目がワークショップ形式による意見交換会、これを行いまして、意見交換をまとめた中でいろいろな発表を行った。3回目では、これを提起いたしまして、その活用案のまとめを行った。

その中でいろいろ出ましたことは、特にこの用地がどうなったかということでございますが、ここにそのときの資料を持ってきておるわけでございますけれども、この中で一番問題になりましたのが、やはり雇用を守ると。雇用を守るためにはどうするかと。これは企業誘致が最優先だという話が一番最初に出てきておるわけであります。それから道の駅、こういったのも検討していきたい。それから総合運動公園、それから農産物直売所、それから特に鉄道がないわけでございますので、あそこまで引っ張ってきて、大和町の玄関口をつくったらどうかとか、こういったもろもろなことがなされておるわけでございますので、非常にこの土地活用につきましては早急な対応の中で取り組んできたと、こういった経緯があるわけでございますので、それにつきましては特別委員長はどういった考え方を持っておられるか、お聞きしたいと思います。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

同じような答弁を繰り返したくはありませんが、上妻議員は議会代表として跡地検討委員会に参加しておられたとするならばなおさらのことでございますけれども、公共用地施設等整備基金というこの基金の意味合い、条例の目的を御理解されておるのかどうか。ピアスに貸すとか、あるいは活性化のために道の駅であるとか、そういうものにはこの公共用地施設等整備基金は使えないんですよ。その点を十分御理解ください。

それから、跡地検討委員会である検討したと言われますが、もう契約を締結してしまっておるんですよ、7月25日に。検討委員会が設置されるのはその後なんですよ。ということは、目的もないのに締結してしまっておるということを十分御理解いただきたい。私はその点を事実に基づいて、会議録でありますとか、契約書の内容でありますとか、公共施設等整備基金条例でありますとか、そういうものに基づいて報告書を述べておりますので。

46番（上妻勝吉君）

今、特別委員長からの御説明でございますけれども、私はその話は最初したわけでございます。といいますのは、14年の12月に定例会が終わった後の全員協議会でこのピアスの問題が出てきました。それから、15年の1月から7月22日まで、これはあくまでも价格的な交渉とか支払い等の問題で、また、ピアスからも呼んでいろいろやるとか、こういったことがなされたわけでございますので、その間は全くその土地活用については審議されていないと。決まった後に、これから本当に土地活用特別委員会をつくって対応していくということでございますので、私は間違いなくそのルールを組んだ後でやってきておる、このように理解をいたしておるわけでありませう。

また、ここに書いております「当該用地購入については、大和町公共施設整備等基金を取り崩して、財源措置をしている。同基金は公共施設建設の為に準備されたものである。従って、このような財政運用は大和町公共施設等整備基金条例に違反していると指摘せざるを得ない。」、こういったことを指摘されております。

したがって、このことにつきましては、我々は議員でございましたけれども、すべて議会に提案され、これを審議して可決してきたと。こういった経緯があるわけでございますので、これは議会のルールにのっとってやってきたということに私は思っております。

以上でもう3回目でございますので、終わります。

議長（田中雅美君）

答弁要りませんね。（「もう要らんです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

42番（伊藤法博君）

特別委員長の報告の中に、ピアスアライズの跡地の件で非常に高買いをしておるといような文言があります。これは平成17年6月15日に受理しましたピアスアライズ九州工場の取得及び賃貸問題解明の調査に関する請願の中で、筑後市のヤマハ発動機の跡地のやつが坪単価48千円で取引がされたと。これは請願の付託を受けた総務委員会の中でも、坪単価なのか、平米単価なのかというような問題が起こったわけです。

なぜかと申しますと、その辺の土地の路線価格は平米単価の五、六万円という価格をしておるのに、坪単価はその3.3倍すると十五、六万円の土地になるわけですがけれども、ここでは48千円というようなことで、総務委員会ではわからなかったわけで、それで特別委員会でこの件に関して調査をされたのかどうか、お尋ねいたします。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

私は価格については、実に身近な大和町がピアス当該用地の中にある1,800平米を坪約49千円でバブルの絶頂期の昭和62年、塩塚町長当時払い下げておったという事実と、それからアスベストや重油汚染、また、汚染土壌も完全に撤去されたとは認めがたい。そしてまた、アスファルトの厚みが20センチもあるというようなものを更地にするためには一体どれくら

いかかるのか、億以上の金がかかると思いますが、そういうことを、物件の内容をつぶさに検討もしないで、確認もしないで、算定もしないで、結果として高額な用地購入になっておるといことは指摘しておりますけど、ヤマハ発動機のヤの字もこの当委員会では検討いたしておりません。

42番（伊藤法博君）

特別委員長も総務委員会の委員でありましたので、この件に関しては承知のことだと思っておりますので、その点で一つも審議していないというのは、私としては非常に不可解と思います。

そういった面からすれば、非常に委員長としてはピアスの跡地の問題はやはり高く買っておるとい認識なんですか。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

先ほど申し上げました、そのことについてはですね。

総務委員会の委員であって、総務委員会でヤマハのことが出たからといって、当特別委員会でそのことを参考にして論議しなければならないということもないと思いますし、それは全く伊藤議員の主観による判断と申しますか。

それから、請願書に書かれておることが坪単価なのか平米単価なのかあいまいである、わからないとするなら、伊藤議員の方でそれを坪単価なのか平米単価なのか立証して反論すべきであろうと。そういうのが議会議員としてのルールであると思います。

42番（伊藤法博君）

百条委員会でそういう証人喚問等ができるわけですから、個人ではそういう人の財産の額とか、そういったことは把握できないわけです。ただ路線価格とか、そういうことで取得することはできると思いますけれども、やはり百条委員会を設置されたら、あらゆる方面からの審議を尽くされて、そして報告をしてもらいたいと私は思っております。

以上です。

ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員長（島添達也君）

その必要がなかったと再三申し上げております。ヤマハを例にする必要がなかったと。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。

討論は、会議規則第52条の規定により反対討論から行います。反対討論をされる方、ありませんか。

47番（浦 博宣君）（登壇）

私は、反対の立場で討論を行います。

旧大和町議会として、平成15年1月16日、ピアス本社を訪問され、そのとき、町長、当時

の津村議長、総務課長、跡地の譲渡について金額、方法等について協議をされた後、平成15年1月30日、全員協議会の報告を皮切りに平成15年6月2日、旧大和町議会議長、谷川議長のとおり、第2回定例議会においてピアス跡地購入についての補正予算を全員賛成し、原案可決となっております。

また、平成15年7月22日、第3回臨時議会において、土地、建物の取得について全員賛成、原案可決となっております。

この間、全協、委員会、議会、また、一般質問等において真摯に協議をいたしております。

結びの中に「議会も、執行責任者の説明責任を十分引き出せない俛、議決してしまったことの責任は重たい」とする文言について、旧大和町議会を冒瀆するものであり、断じて許される文言ではありません。

よって、断固として委員長報告に対する反対を申し上げ、反対討論といたします。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方、ありませんか。

3番（椋島隼人君）（登壇）

私は、この報告書に対する賛成の立場で皆さんに御報告いたします。

と申しますのは、私も百条委員会の一員でございます。当時、百条委員会を結成するに当たり、まず柳志会の皆様が委員になることを辞退された。これは紛れもない事実であります。それだから、ただいま反対なされた方は百条委員会に全く出ていない。全くその内容の報告を聞いていない。全然ノータッチの立場で今反対をされておるわけです。私は百条委員会で14日間にわたり細目にわたって、これを具体的に申しますが、当時の総務課長、あるいはピアスアライズの川島専務、あるいは宮崎工場長、あるいは石田市長、この当時に携わったお方たちを百条委員会に喚問して、その証言を十分得ております。それがこの百条委員会の報告書の中でうたってあります。事実はそのとおりでございます。私は委員として断言ができます。

それから、なぜこういうふうな問題が起きたのか、皆様にまず御報告しなければならないのは、法令に違反したかもしれない不動産売買契約書を締結していること。また、法令に違反したかもしれない予算の使い方をしておること。次に、法令に定められた検査監督をしていないで、購入した土地や建物の引き渡し、受け渡しに対して代金を支払っていること。四つ、買収した土地と建物は土壌汚染やアスベストに対する問題点があること。また、買収価格の決定過程が極めて不明朗であること。

次に、正当な理由もなく、ここが肝心かなめです。契約を定めた支払い期日を3カ月も以前にこれを支払っていること。また、当時の議会に対して土壌汚染など重要な事項を説明していないこと。また、一番肝心なのは、当時の財政状況を見ながら、また、全国の市町村にないような土地の先行取得をしていること。この六つの違反、これは違反とは申しませ

んけれども、不可解な点があるわけです。だから、百条委員会を設置して、これを討議してまいったわけですね。皆さんそれは御承知のとおりだと思います。

ただいま反対討論がありましたけれども、各委員さんは委員会に出席していない。私たちは委員会で14日間もわたって毎日毎日これを討議したわけですよ。証人喚問を得ながら。この事実は、ただ事実をもってこれに報告をしておるわけです。これに対して私がもしもこれをうそと申しますなら、各証言したお方たちがうそを言ったということになります。それだけ百条委員会は誠意ある委員会だと私は断言ができます。

そのような観点から、私はただいま申しました不明朗な点、六つ挙げましたが、六つの点が本当にこの報告書の中に含まれておるわけですね。正確無比に14日間にわたっての討議なんですよ。それを何でもないとか、ただいまいろんな反対がありましたけれども、私はもってのほかと思うわけですよ。私たちは14日間、寝食を忘れながらこれを研究しておるわけです。このことに関してもしも不平があるなら出てきなさい。もってのほかです。

以上をもって、私はこの報告書に対して賛成いたします。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論される方、ありませんか。

21番（足達征次君）（登壇）

21番足達でございます。議長のお許しを得ましたので、委員長の報告に対して、断固として反対をいたすものでございます。

今、桜島議員から14回も会合をやったと。14回も100回もやろうと、これはやる人が勝手なもんで、私も柳志会は一人のメンバーも出しておりません。なぜかという、それは合併とともに、もう新しい柳川市ができたんだと。そして、議案はすべて可決されていると。これからは新しい柳川市に向かって企業誘致を図り、そういうところに持っていくというのが私は新しいまちのスタートだということを考えていましたけど、議員さん方による百条委員会の設置、一方では裁判に出すような行い、そういうけちのついたようなところにだれが企業として進出してきますか。こういうことをしておったら、柳川は永久に企業誘致はできないですよ。

おまけに委員会の中の人「市長、企業誘致をどう考えておりますか」と、こんな質問するのはおかしいんじゃないですか。やっぱりきれいな土地に企業誘致してください。2008年ですか、春には交通のアクセスもよくなります。柳川、三橋、大和が一緒になっていい団地を形成して、やはり前向きの企業誘致を進めていく。これが新しい市のあり方だと私は思いますよ。

ところが、人の足ばかり引っ張るように、前から既に採決されたようなこと、柳川ホテルを175千円で買って高いじゃないか、百条委員会をつくらうかと言うたら、それは数の力で負けました。数の力があつたらいいわけじゃないんですよ。やはり小さい中にも、一寸の

虫にも五分の魂があるんです。正しいことは正しいんです。だから、私は委員長のこのようなでたらめの報告に対しては断固反対するものであります。

以上、終わります。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方、ありませんか。

29番（竹井澄子君）（登壇）

私は、賛成の立場で申し上げます。

今、まさに足達議員がきれいな土地じゃないと企業は来ませんよとおっしゃいました。確かにそのとおりです。今報告をお聞きになったように、わかられると思いますが、まだ汚染された土地があるというふうに私どもは報告書の中で申し上げております。アスベストの問題もそうなんです。これが立ち去られるときに、本当にピアスがきちっとしていただくものなのかどうか、きちんとこの場で言明されれば一番よかったのですけれども、その点も心配があります。

何よりも汚染土壌を今後どうされるか、きれいな安心で安全な土地にして企業誘致しないと、本当に企業は来ません。そういう意味で、足達議員のおっしゃるとおり、きれいな土地にしないと企業は来ない。そのために私どもはピアス問題を検証し、そして、きれいな土地にさせていただこうということを切に市長に望むためにも、私はこの報告書は正当なものと考えて、賛成の意を表します。

終わります。

議長（田中雅美君）

反対討論をされる方、ありませんか。

6番（大橋恭三君）（登壇）

6番の大橋です。私がまず申し上げたいことは、柳川市民のほとんどの方は、大半の方はですね、石田市長がこの広大なピアス跡地を購入されたことを喜んでおります。懐の広さを皆さん喜んでおられると私は確信いたします。

旧柳川市でも柳川ホテル跡地を買いました。三橋町でも体育館の横の駐車場の土地を買いました。非常によかったんじゃないでしょうか。問題は、これからそういう土地をどのように利用して生かしていくか、まちづくりなんです。その点が一番大事なことだと私は思っております。

委員長の報告は、まさに見込み捜査の手法そのものでございます。思われる、考えざるを得ない、指摘せざるを得ない、そういう言葉の積み重ねで限りなく市長が灰色に見えるように誘導尋問をしているようなものではないかと私は思っております。こういう言い方になるわけです。ですから、そうではなくて、もっと真剣に討議したものを私たちに示された資料は3日前なんです。3日間しか勉強ができないんです。それで、私たちこういう討論ができ

るはずないじゃないですか。ですから、それを言うなら、私たちはもっとフェアにやっていただきたいということを思っております。これは前段でございます。

それで、この件については、まず住民監査請求が出ております。監査委員会の報告は、問題となる点は見受けられないという報告でございます。私は、樽見委員長がこの報告の重みはしっかり考えなければならないと思っております。

しかしながら、住民の一部の方は納得できないということで裁判に舞台を移しております。司法の場で裁かれようとしておるわけでございますから、それをこの当委員会がああだこうだこうだと言っているよりも、司法の場で決着が出るまで動かない方が私は議会は賢明だと思います。

それから十分ではないですか。どちらも傷がつくだけなんですよ。柳川の議会はざまなか、どちらが間違っておっても傷がつきます。ですから、その辺はしっかり考えていただきたい。余りにも先走ると議会の権威がなくなるということを申し上げておきます。

以上の観点から、市長に落ち度のあるような字句の多いこの報告書には同意をしかねるといことで、私の反対討論とさせていただきます。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方、ありませんか。（発言する者あり）ほかにと言いよってしょうが。

46番（上妻勝吉君）（登壇）

46番上妻です。議長のお許しを得ましたので、私はこの問題につきまして反対討論をいたします。

先ほど百条委員会には参加していないということですが、私はこの問題につきましては、大和町議会の方でずうっと担当してきたわけでございますので、その辺の内容を含めまして述べさせていただきたいと思えます。

このピアスアライズ社の移転問題が提起されましたのは、平成14年の12月の定例議会後の全員協議会の中で説明が行われたわけであります。その当時はなぜ移転するのか、契約内容はどうなっているのか、現在雇用されている方々の処遇はどのようになるのかといった問題などが論議されたことは事実であります。

こうした経緯を踏まえ、平成15年1月に当時の議長と石田町長が同伴をされまして、大阪のピアスアライズ社の本社へ出向き、跡地の譲渡問題等について話し合いがなされたのが最初の発端であったと、このように記憶をいたしておるわけであります。

その後、その跡地の譲渡価格や支払い条件等について審議されていましたが、平成15年3月7日にピアス本社から大和町議会へ来庁され、そのときに跡地の譲渡価格を含めた同意書や協定書が締結されたわけであります。

こうした現実を踏まえ、平成15年6月27日、大和町定例会第2回会議において公共施設等整備基金繰入金ピアスアライズ社跡地購入費を含む平成15年度大和町一般会計補正予算書

が議会において原案可決されたわけであります。

当時の6月定例会の補正予算の内容では、売買代金が540,000千円、土地代金が519,756千円、建物代金が19,280千円、消費税が964千円でありました。

次に、売買代金支払い方法は、第1回目が平成15年8月31日、243,000千円、2回目が平成17年3月31日、297,000千円となっております。

次に、物件引き渡し最終期日は平成17年3月31日となっていたわけであります。

そうしまして、平成15年7月22日の第3回臨時議会においてこの土地と建物の取得について提案をされ、原案どおり可決したわけであります。

このように大和町議会におきましては、ピアス工場の移転問題から跡地の譲渡価格問題等や、売買代金の支払い方法などについても、すべて議会での審議を経て可決してきたものであります。ですから、私はこのピアスアライズ社の諸問題につきましては、自信を持って解決してきたと、このように判断をいたしているわけであります。

したがって、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会の報告につきましては反対であります。

以上で反対討論を終わります。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方、ありませんか。

14番（藤丸正勝君）（登壇）

14番藤丸ですけど、非常に長くなりますけれども、百条委員会の皆様、大変お疲れでございました。20名の委員でということで委員会構成されております。

私、きのう初めて委員会の名簿を見せてもらいまして、どなたが入っているかなと思って、新生会の皆様、公明党の公明会の皆様3名と日本共産党の委員、中立の委員ということで組織をつくっております。この委員会をつくる際には、飛ぶ鳥でも落とすような勢いでこの委員会ができました。でも、きょう本日、この委員長報告を拝見いたしまして、報告されて、がたがたっと腰まで痛うなるごと崩れるような内容でございました。

なぜかといいますと、この百条委員会というのは議会だけに強い権限を与えられた百条委員会であります。この本日の委員長報告を見てもみますと、これは以前、総務委員会報告にあったような内容の易しい報告というように私は思っております。これだけ強い権限を持った百条委員会だったら、なぜ市長を告訴するような内容にならないんですか。私は反対の意見を言っておりますけれども、本当にこの百条委員会の皆様たちが報告されることがあれば、告訴されるようなことをされれば私は賛成に回ります。こういう市長はやはり皆さんたちもだめと、やはり市民の皆様は、市長たる者は真っすぐな前向きなガラス張りということをおっしゃるから、報告書を見てもみますと、答弁がいろいろ異なっておるとか、何々証言しているとか、何々と思われるとか、何々とは認めがたいとか、しりがすぼまらないあれじゃない

ですか。もっともっとやはり百条委員会という権限のある調査委員会であったら、やはり市長を法廷にでも引きずり出すような委員会の決議をしてもらいたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

最後の要望というのは何ですか。百条委員会に要望ということがありますか。百条委員会というのは決着をつけるわけですよ。何のための百条委員会ですか。要望いたしますで終わったら、委員会でいいじゃないですか。百条委員会でむだな金を使わなくても、労力を使わなくても、椋島議員は偽証されたと言われれば偽証罪でやればいいじゃないですか。椋島議員、あなたはうそついておるんですよ。（「偽証て一回も言うていないよ」と呼ぶ者あり）いや、偽証罪をされたら偽証罪でやると。（発言する者あり）あなたですね、14回ですね、委員会が14回開かれたと。（「14回開いた事実を言うとするんじゃから」と呼ぶ者あり）13回じゃないですか。いや、私たちには13回というのを持ってきておる。これは何度でも言うですよ。（発言する者あり）

だから、賛成の方の意見を聞けば、本当もっともな意見です。もっともな意見ですけど、百条委員会といたしましては、やはり弱い。百条委員会だったら、もっと強い意見書を出してもらいたいと私は委員長にお願いするわけですよ。

委員長自体がですよ、それはもう市長を告訴してでもこの問題を解決すると言えば私は賛成に回ります。そういうことで、私は今のところ反対の意見でございます。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、ピアス跡地の活用策に関する事項、ピアス跡地の環境調査に関する事項、ピアス工場用地取得の経過に関する事項の調査について採決いたします。

本件は、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会報告書のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本件は委員会報告書のとおり決定いたしました。

これでピアス跡地の活用策に関する事項、ピアス跡地の環境調査に関する事項、ピアス工場用地取得の経過に関する事項の調査を終わります。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時46分 散会

## 柳川市議会第3回臨時会会議録

平成18年7月20日柳川市議会議場に第3回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	江口文博	2番	太田武文
3番	椛島隼人	4番	藤吉昌徳
5番	樽見哲也	6番	大橋恭三
7番	太田種生	8番	藤丸剛正
11番	澤野雅夫	12番	古賀澄雄
13番	緒方寿光	14番	藤丸正勝
15番	斉藤磨須雄	16番	藤丸富男
17番	上村信男	19番	江崎 實
20番	梅崎和弘	21番	足達征次
22番	山下千鶴子	23番	島添 勝
24番	白谷榮治	25番	平川秋吉
26番	龍 益男	27番	塩塚博愛
28番	三小田一美	29番	竹井澄子
30番	山田奉文	31番	横山忠行
32番	大橋淳一	33番	吉田勝也
34番	藤木利美子	35番	津村政道
36番	河村好浩	37番	佐々木創主
38番	森田文次	39番	諸藤哲男
40番	荒木 憲	42番	伊藤法博
43番	島添達也	44番	椛島貞博
45番	高田千壽輝	46番	上妻勝吉
47番	浦 博宣	48番	大橋茂樹
51番	木下芳二郎	53番	田中雅美

## 2. 欠席議員

9番	江崎一恵	10番	井上一實
18番	龍国男	41番	谷川通澄
50番	金子久男	52番	隈川直樹

## 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	石田宝藏
助役	島田眞司
収入役	木村仁
教育長	上村好生
総務部長	山田政徳
市民部長	大曲豊喜
保健福祉部長	本木芳夫
建設部長	蒲池康晴
産業経済部長	田島稔大
教育部長	佐藤健二
大和庁舎長	高田邦隆
三橋庁舎長	北原博
消防長	竹下敏郎
人事秘書課長	藤木均
企画課長	大坪正明
財政課長	櫻木重信

## 4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	乗富三男
議会事務局主幹	櫻木恵美子
議会事務局次長兼議事係長	高巢雄三
議会事務局庶務係長	高口佳人

## 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 委員長報告について

### 1. 教育民生委員長報告について

議案第69号 柳川市民温水プール条例の制定について

午前10時4分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員46名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時4分 休憩

午前10時49分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

昨日の足達議員の質疑のときの発言に、森田議員より異議の申し出があったことについて協議をいたしました。

ただいま足達議員から、7月19日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、ピアス跡地の活用策に関する事項、ピアス跡地の環境調査に関する事項、ピアス工場用地取得の経過に関する事項の調査についての委員長報告に対する質疑中の、「（発言取消）」という部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、足達議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（椛島隼人君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

平成18年第3回市議会臨時会の最終日程について、本日、本会議の前に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告いたします。

日程2が委員長報告についてであります。教育民生委員長の報告を受け、その報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとります。再開いたしまして、委員長報告に対する質疑終了後、討論、採決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ

ます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおりと決定いたしました。

#### 日程第2 委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．委員長報告について。

教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。ただいま議長のお許しを受けましたので、教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

7月19日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、2は、皆様方お手元に配付しておりますので、省略をさせていただきます。3の案件でございますが、(1)議案第69号 柳川市民温水プール条例の制定についてでございます。

#### 4、結果

(1) 議案第69号

原案可決

本案は、福岡県より譲渡を受けた旧県南女性センターを、柳川市民温水プールとして活用するために、管理運営に必要な事項を条例として制定しようとするものであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

御可決のほど、よろしく願いをいたします。

議長（田中雅美君）

委員長報告が終わりましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第69号 柳川市民温水プール条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

これにて平成18年第3回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 江 崎 一 恵

柳川市議会議員 桜 島 貞 博